

---

## 第4節 現状変更等の取扱

### 1. 三重県文化財保護条例の規定

三重県名勝の指定地における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、「三重県文化財保護条例第39条第1項」に次のように規定されている。

県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

なお、「同条第2項」には、第1項ただし書について次のように規定されている。

#### 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

この「同条第2項」に基づき、維持の措置の範囲については「三重県文化財保護条例施行規則第26条」に次のように規定されている。

条例第三十九条第二項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。

- 一 その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するための応急の措置
- 二 当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- 三 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置

以上の条文に基づき、名勝宮川堤の指定地における現状変更等を以下のとおり整理する。

### 2. 許可申請又は同意の協議を要しない行為

個別の案件について以下のような事案に該当するか否かについては、伊勢市教育委員会及び三重県教育委員会と連絡調整を緊密に行いつつ、判断することとする。

---

### (1) 現状変更における維持の措置

現状変更等のうち、許可申請又は同意の協議を必要としないもの（維持の措置）については、前掲した「三重県文化財保護条例施行規則第26条」の各号に示すとおりであり、以下のような行為が想定される。

- ① 法面・路面・工作物等のき損・劣化箇所における原状復旧（同条第一号 名勝を指定当時（現状変更等後）の原状に復するための応急の措置）
- ② 病虫害のある植栽木の伐採（同条第二号 き損・衰亡の拡大を防止するための応急の措置）
- ③ 枯損木の伐採（同条第三号 復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置）
- ④ き損した案内板・石標柱等の撤去（同条第三号 復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置）

### (2) 現状変更における非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合である。災害復旧に係る恒常的な施設の設置は含まない。以下のような行為が想定される。

- ①法面崩壊（拡大）防止のための崩壊危険土砂の掘削・除去
- ②流出した土砂・樹木等の撤去
- ③床上・床下浸水防止用土のう・排水管・立入禁止柵等の設置
- ④災害等の緊急時に公的機関等が行う簡易な注意板・表示板等の設置

### (3) 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合

日常的な管理のための行為がこれに該当する。ただし、個別の事案に即し、管理のための行為に属するか否かの判断が必要となる場合があるので、事前に管理者である伊勢市に周知する必要がある。以下のような行為が想定される。

- ①宗教行事・まつり・花火大会及び、これらに付随する行為
- ②清掃・保守点検・除草・樹木の剪定・施肥
- ③流木・ゴミ・倒木・落枝等の除去
- ④植栽木管理のための間伐・枝払い・下刈り・支柱等の設置・サクラ樹種表示プレートの設置及び維持
- ⑤病虫害防除のための防除剤の樹幹注入等の措置

表8 許可申請又は同意の協議を要しない行為（想定）

| 名勝を構成する要素        |                 | 現状変更     |                    | 保存に影響を及ぼす行為   |
|------------------|-----------------|----------|--------------------|---------------|
|                  |                 | (1)維持の措置 | (2)非常災害のために必要な応急措置 | (3)影響の軽微である場合 |
| 要素<br>本質的価値を構成する | 桜並木             | ②・③      | ②                  | ②・③・④・⑤       |
|                  | 本堤              | ①・②・③    | ①・②・③・④            | ②・③・④         |
|                  | 松井孫右衛門人柱堤（浅間堤）  | ①・②・③・④  | ①・②・③・④            | ①・②・③・④       |
|                  | 駿河堤             | ①・②・③    | ①・②・③・④            | ②・③・④         |
|                  | 周防堤             | ①・②・③    | ①・②・③・④            | ②・③・④         |
|                  | 棒堤              | ①・②・③    | ①・②・③・④            | ②・③・④         |
| 要素<br>付帯的価値を構成する | 境楠              | ①・②・③・④  | ①・②・③              | ①・②・③・④       |
|                  | 大日権現社           | ③・④      | ②・③                | ①・②・③         |
|                  | ドンデン場           | ①        | ①・③・④              | ①・②・③         |
|                  | 神宮御用材貯木池跡       | ④        | ③・④                | ③             |
|                  | 宮川堤植桜碑          | ④        | ③                  | ②             |
|                  | 宮川春まつり          | —        | —                  | ①・③           |
| その他の要素           | 度会橋（県道37号鳥羽松阪線） | ①        | ③・④                | ②・③           |
|                  | 宮川堤公園           | ①・②・③    | ③・④                | ②・③・④         |
|                  | 伊勢神宮奉納全国花火大会    | —        | —                  | ①・③           |

表中の○数字は前頁の○数字に対応。

### 3. 許可申請又は同意の協議を要する行為

#### (1) 現状変更

名勝の指定地内で現状に形状的又は質的に何らかの改変を行う行為を指す。具体的には、以下のような行為が想定される。

- 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）
- 工作物の設置、改修又は除却（移設を含む。）
- 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更

---

○ 木竹の伐採及び植栽

## (2) 保存に影響を及ぼす行為

名勝の指定地内において、現状を物理的に改変するものではないが、何らかの形で名勝に影響を及ぼす行為で、指定地内のみならず指定地外における行為をも含むものである。これらの行為については、個々の事案ごとに検討し判断するものとするが、具体例としては野外における資材や塵芥等の集積・残置等が想定される。

## 4. 現状変更等の取扱基準

第4節3において述べた現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。

### (1) 桜並木等を対象とした現状変更の取扱

サクラの伐採については、原則として認めない。ただし、病虫害の防除・風致維持その他樹木の管理として行われるもの、学術研究・防災・その他公益上必要と認められるもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

また、サクラ以外の木竹の伐採についても、この取扱に準ずるものとする。

サクラの補植を行う場合は、周囲の景観との調和を図り、樹種や間隔を考慮の上、適正に整備するものとする。

また、サクラ以外の植栽を行う場合は、原則在来種を用い、周囲の景観との調和を図り、適正に整備するものとする。

なお、植栽に当たっては、河川管理者との協議の上、その可否を確認するものとする。

### (2) 堤防を対象とした現状変更の取扱

建築物の新築、増築、改築については、原則として認められない。ただし、河川管理に必要なもの、既存の建築物の更新・改築（規模が同程度までのものに限る。）、学術研究・防災・その他公益上必要と認められるもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。建築物は、伊勢の歴史風土に即した外観意匠とし、名勝の景観との調和を図るものとする。

また、工作物の設置、改修及び土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更については、サクラの生育及び景観に与える影響により判断するものとする。

---

とする。

### (3) 名所旧跡を対象とした現状変更の取扱

宮川堤には、松井孫右衛門人柱堤をはじめとする4本の水刎堤の他、境楠、大日権現社、神宮御用材貯木池跡等、名所旧跡が複数存在する。これら名所旧跡における建築物の新築、増築、改築については、原則として認められない。ただし、河川管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要と認められるもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

また、工作物の設置、改修及び土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更については、サクラの生育及び景観に与える影響により判断するものとする。

これら名所旧跡は、いずれも堤外地に存在するため、河川管理者との協議の上、現状変更取扱の可否を判断するものとする。

### (4) 道路・公園を対象とした現状変更の取扱

宮川堤には、度会橋（県道37号鳥羽松阪線）や宮川堤公園等の公共施設が存在する。これら公共施設における建築物の新築、増築、改築については、原則として認められない。ただし、公共施設管理に必要なもの、学術研究・防災・その他公益上必要と認められるもの、もしくは文化財の保存・活用等に必要なもので、かつ最小限の範囲内での行為は、この限りでない。

また、工作物の設置、改修及び土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更については、サクラの生育及び景観に与える影響により判断するものとする。

これら公共施設については、関係する施設管理者との協議の上、その可否を確認するものとする。

表9 現状変更手続きが必要な行為

|        | 現状変更行為                              | 判断基準                                  | 備考                              |                      |
|--------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| サクラ並木等 | 木竹の伐採                               | サクラは原則として認めない。                        |                                 |                      |
|        |                                     | サクラ以外も、この取扱に準ずる。                      |                                 |                      |
|        | 木竹の植栽                               | サクラの補植は周囲の景観との調和を図り、樹種や間隔を考慮の上、適正に整備。 |                                 | 河川管理者との協議の上、その可否を確認。 |
|        |                                     | サクラ以外の植栽は原則在来種を用い、周囲の景観との調和を図り、適正に整備。 |                                 |                      |
| 堤防     | 建築物の新築、増築、改築                        | 原則として認められない。                          | 伊勢の歴史風土に即した外観意匠とし、名勝の景観との調和を図る。 |                      |
|        | 工作物の設置、改修<br>土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更 | サクラの生育及び景観に与える影響により判断。                |                                 |                      |
| 名所旧跡   | 建築物の新築、増築、改築                        | 原則として認められない。                          | 河川管理者との協議の上、現状変更取扱の可否を判断。       |                      |
|        | 工作物の設置、改修                           | サクラの生育及び景観に与える影響により判断。                |                                 |                      |
|        | 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更              |                                       |                                 |                      |
| 道路・公園  | 建築物の新築、増築、改築                        | 原則として認められない。                          | 関係する施設管理者との協議の上、その可否を確認。        |                      |
|        | 工作物の設置、改修                           | サクラの生育及び景観に与える影響により判断。                |                                 |                      |
|        | 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更              |                                       |                                 |                      |

